

業務従事期間証明書

年 月 日

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長 様

<本人記入欄>

修学生番号			
住 所	〒 ー		
	電話	()	
フリガナ		生 年 月 日	
氏 名		年 月 日 (歳)	

上記の者は、次のとおり従事していたことを証明します。

<雇用先記入欄 ※業務従事先の内容を記入>

業務従事先	所在地及び電話番号	〒 ー		
		電話 ()		
	施設名又は事業所名 実施事業の種別記号	※裏面参照		
	職 種 ※いずれかに☑	☐ 保育士 ☐ 保育教諭	従事形態 ※いずれかに☑	☐ 常 勤 ☐ 非常勤 ※1
期 間	業務従事期間	20 年 月 日 から 20 年 月 日 まで (※1 非常勤の場合：上記従事期間に実際に勤務した日数 日)		
	上記業務従事期間のうち、 休職期間の有無について ※いずれかに☑	☐ な し ☐ あ り → 理由： 期間：20 年 月 日から 20 年 月 日まで ※休職期間は返還免除に必要な業務従事期間に算入できません		

※1 は、令和4年（2022年）度以降に貸付決定した人を対象に確認いたします。

<雇用先記入欄>

年 月 日

雇用先の法人・会社名

責任者の役職名及び氏名 社判

(実施事業の種別記号)

- ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
 - ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設（週5日以上）
 - ・ ウに定める「認定こども園」への移行を5年以内に予定している施設
- ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する「認定こども園」
- エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
- オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
- カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの
- キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
- ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
 - i) 法第59条の2の規定により届出をした施設
 - ii) i) に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
 - iii) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
 - iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成22年3月24日医政発0324第21号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
 - v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
- コ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2に定める企業主導型保育事業
- サ 上記いずれにも当てはまらない